

【補充原則 4-14② 取締役等に対するトレーニングの方針】

トレーニングの目的

取締役及び執行役がそれぞれの役割・責務を果たす上で必要になる当社グループの事業活動や経営環境の理解、コーポレート・ガバナンスや倫理・コンプライアンス等に関する知識を向上させるために必要な機会の提供、費用の支援等を行います。

特にコーポレート・ガバナンスの実効性を支える社外取締役に対しては、取締役会における議論の充実や監督機能の発揮・向上等の観点から、就任時に加えて、就任後も継続的に支援を行います。

トレーニングの内容

1. 取締役について

- (1) 当社では、新任取締役の就任時に、各人の知見も勘案し、会社法等の関連法令やコーポレート・ガバナンス、重要な経営課題等の説明や情報提供を実施しています。

具体的には、新任取締役は、社内外において行われるセミナー、個別の説明、プレゼンテーション等の方法によって、当社グループの長期戦略ビジョン、中期経営計画、重要な中長期及び現在の経営課題、当年度予算、リスク管理課題等（以下「経営課題等」）ならびにその期待される役割と責任等について理解を深めます。また、特に新任の社外取締役に対しては、これらに加え、当社グループやその事業に関する基本情報（事業、歴史、財務、組織、及び主要規程等）についての説明を実施します。

また、事業所訪問等の機会を設け、それを通じ、サイト見学や事業部門の幹部との面談等を実施することで、当社グループの事業にかかる理解を深めます。

- (2) 就任後についても、経営を有効かつ効率的に監視、監督する上で、その必要性に応じ、継続的に関連情報の提供と社外研修を含む教育を行い、サイト見学や事業部門の幹部との面談等を実施します。

2. 執行役について

執行役は、取締役会の定める当社グループの経営に関する基本的な方針及び目標の進捗状況及び実行のための課題、経営課題等の状況及びその取組についてはもちろんのこと、これらを取り巻く環境等について、必要な、または関連する情報を継続的に提供され、また教育を受ける機会を得ます。

具体的には、執行役は、社内外において行われるセミナー、個別の説明、プレゼンテーション等を通じたプログラムによって、これらについての情報の提供及び教育を受けるとともに、執行役としての法的責任と倫理・コンプライアンス等に関する当社グループのコミットメント及び取組について適確な理解を得、また定期的及び継続的な関連法令及び実務のアップデートを受けます。

3. その他

上記 2 に加えて、執行役に準ずる職責を担う者として取締役会議長またはCEOの指名する者があるときは、これらの者も、上記 2 の内容に準じた内容のトレーニングを受けます。

主催者等

本方針に定めるトレーニングは、取締役会議長の監督の下、取締役会の事務局を務める部門が主催、計画し、各項目の関連部署がこれに協力、参加することにより実施されます。なお、これに関連し、トレーニングの内容については、特に執行役に関する部分を中心に、CEOの見解も踏まえた上で、定めます。

その他

当社グループにおいて経営課題等における重要な検討項目が生じた場合には、あらかじめ計画されたプログラム以外であっても、その必要性及び重要度に応じ、都度研修プログラムを実施するように努めます。